

三種総発一 781  
平成29年12月11日

三種町情報公開・個人情報保護審議会  
会長 大庭 秀俊 様

三種町長 三浦 正隆



個人情報の保護に関する法律等の改正に伴う個人情報保護制度における  
対応について（諮問）

平成27年9月9日に個人情報の保護に関する法律の改正法が、平成28年5月27日に行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正法がそれぞれ公布され、平成29年5月30日から全面施行されたことに伴い、本町の個人情報保護制度についても所要の対応を講ずる必要が生じております。

つきましては、三種町情報公開・個人情報保護審査会条例第2条第1項の規定に基づき、次のとおり諮問します。

#### 諮問事項

個人情報の保護に関する法律（以下「個情法」という。）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行個法」という。）の改正法が公布・施行された。これらの法律の改正内容を受け、本町の個人情報保護制度においても、次のとおり、別紙1「三種町個人情報保護条例」と別紙2「三種町個人情報保護条例施行規則」の見直しを検討していることから、その当否について、意見を求めます。

#### 1 「個人情報」の定義について

改正後の個情法及び行個法では、指紋データや旅券番号等を新たに「個人識別符号」として定義し、これが含まれる情報も「個人情報」に当たるとして、個人情報の定義の明確化を図っている。

この法改正の趣旨を踏まえ、個情法及び行個法を参考に、三種町において取り扱う個人情報について明確化する改正を行う。

#### 2 「要配慮個人情報」の定義について

改正後の個情法及び行個法では、不当な差別や偏見その他の不利益が生じないように「要配慮個人情報」を規定し、その他の個人情報より手厚い配慮のもと取り扱うこととしている。



この法改正の趣旨を踏まえ、取り扱いを追加する改正を行う。

### 3 「非識別加工情報」の導入について

個人情報法の改正により新たに「匿名加工情報」が、行個人法の改正により新たに「非識別加工情報」が定義された。匿名加工情報及び非識別加工情報とは、個人情報を特定の個人を識別することができないように加工し、かつ、当該個人情報を復元することができないようにしたものであるが、全く新しい制度であり、当町における実際の運用及び効果が不明であることから条例化は見送る。